



# 第 1 章 計画の基本的事項



# 1 計画策定の背景

本市では、平成 24（2012）年 3 月に「阿蘇市環境基本条例」を制定し、同条例に基づいた「阿蘇市環境基本計画（以下、「前計画」という。）」を平成 25（2013）年 8 月に策定しました。

これまでに本市では、前計画の環境将来像「阿蘇の自然と共生する笑顔あふれる環境都市」の実現に向けて、生活環境の保全、自然環境の保全と創造、循環型社会の構築、地球環境への貢献、市民の参加と協力による環境保全の観点から、環境保全施策を推進してきました。

特に、本市の大部分が阿蘇くじゅう国立公園内にあり、野焼きに代表される人と自然の共生によって守られてきた広大な草原や、オオルリシジミをはじめとする阿蘇特有の希少動植物など、豊富な自然と様々な地域資源に恵まれていることから、自然環境保全に向けた取り組みについては、各種条例等の整備により、地域住民や団体等と協働しながら対策を講じてきました。

このような中、我が国の環境を取り巻く社会情勢は日々変化し、地球温暖化対策では、平成 27（2015）年 12 月の COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）でのパリ協定の採択により、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）の達成を目指すことが定められました。我が国においても、令和 3（2021）年 4 月に令和 12（2030）年度の温室効果ガス削減目標について、平成 25（2013）年度比 46%削減を表明し、同年 10 月に地球温暖化対策計画を改訂するなど、さらなる目標に向けた取り組みが推進されています。本市においても、令和 2（2020）年 1 月に「熊本連携中枢都市圏」としてゼロカーボンシティの表明を行っており、本市のゼロカーボンシティ実現への取り組みを推進していく必要があります。

また、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットで採択され、我が国においても地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取り組みを推進しています。

令和 5（2023）年 3 月に前計画の計画期間を終え、本市のこれからは、恵まれた優れた自然環境のもとで、潤いと安らぎの市民生活を送りながら、地球規模で考えて足元から行動ができる持続可能なまちとして、さらに発展することを念頭に、第 2 次阿蘇市環境基本計画（以下、「本計画」という。）を策定します。



■本市の環境保全に関する主な取り組みの経緯

年 月	概 要
平成 24(2012)年 3 月	阿蘇市環境基本条例を制定
平成 24(2012)年 9 月	阿蘇市地下水保全条例を制定
平成 25(2013)年 8 月	阿蘇市環境基本計画（前計画）策定 （※H26 に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容を追記）
平成 26(2014)年 7 月	第 2 次阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
平成 26(2014)年 9 月	阿蘇市景観条例を制定
平成 27(2015)年 9 月	（参考）「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標「SDGs」の採択
平成 27(2015)年 12 月	（参考）COP21 におけるパリ協定（地球温暖化のための新たな枠組み）の採択
平成 29(2017)年 9 月	第 2 次阿蘇市総合計画策定
平成 30(2018)年 6 月	阿蘇市畜産環境保全に関する条例を制定（地域と畜産業の共存、地域に根差した畜産業の振興）
平成 31(2019)年 2 月	第 3 次阿蘇市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
令和元(2019)年 6 月	阿蘇市森林環境譲与税基金条例を制定
令和 2(2020)年 3 月	ゼロカーボンシティの表明（熊本連携中枢都市圏）
令和 2(2020)年 1 月	第 2 期阿蘇市版総合戦略策定
令和 2(2020)年 1 月	「『阿蘇』の景観を守る宣言」を阿蘇世界文化遺産推進協議会で採択
令和 2(2020)年 3 月	阿蘇市野生動植物保護条例の改正（指定地内における野生動植物の捕獲等の許可申請制）
令和 2(2020)年 8 月	阿蘇市畜産環境保全対策連絡会の設置
令和 3(2021)年 3 月	熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画共同策定
令和 3(2021)年 9 月	第 2 次阿蘇市総合計画（後期基本計画）策定
令和 3(2021)年 10 月	（参考）（国）地球温暖化対策計画の改訂
令和 4(2022)年 5 月	日産自動車と電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する包括連携協定締結
令和 5(2023)年 3 月	第 2 次阿蘇市環境基本計画策定



## 2 計画の役割

本計画は、阿蘇市環境基本条例第 3 条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第 8 条に基づき策定されるもので、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに市の施策の大綱を定めるものです。

良好な環境の保全及び創造を図るためには、市民、事業者、市の各主体が一体となって公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、市民及び事業者の良好な環境の保全及び創造に関する取り組みを進めていくうえでの指針となるものであり、市民、事業者、市の各主体が果たしていかなければならない役割・分担を位置付けています。

### 【阿蘇市環境基本条例第 3 条基本理念】

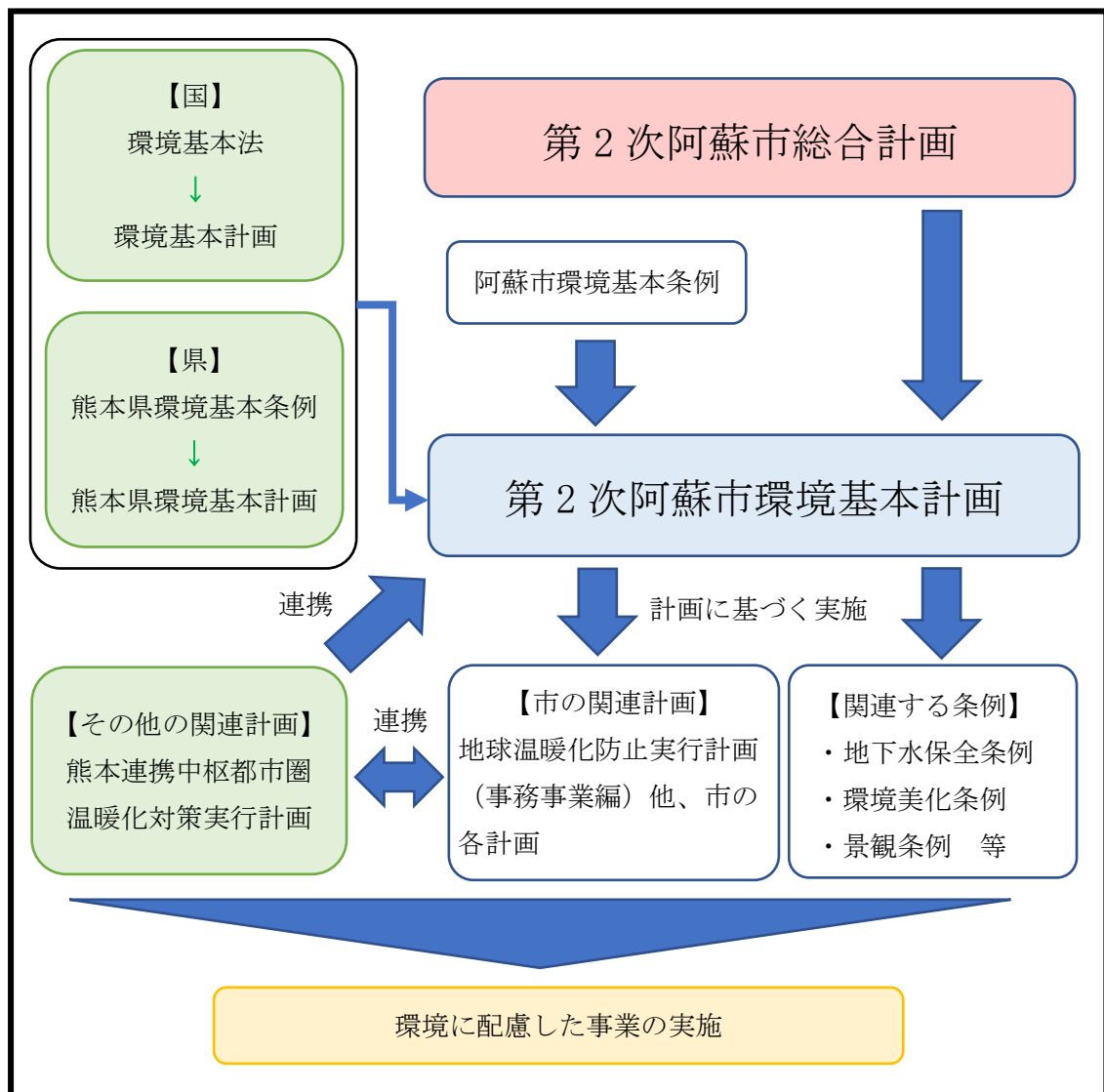
第 3 条 阿蘇市の環境保全に関する基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 人々を取り巻く環境は、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、その活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境を良いかたちで守り、将来の世代へ継承されるように、努めなければならない。
- (2) 資源やエネルギーを有効活用し、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することにより持続的発展が可能な地域社会を作っていくよう努めなければならない。
- (3) 自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した環境づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現に努めなければならない。
- (4) すべての日常生活及び事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることを認識し、市民、事業者及び市の協働により、環境に配慮した活動に積極的に取り組まなければならない。

### 3 計画の位置づけ

本計画は「阿蘇市環境基本条例」第8条に基づき策定するものであり、「第2次阿蘇市総合計画」に掲げる市の将来都市像「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇」を環境面から実現するために環境の保全に関する施策の基本的な方向を示すものです。

なお、本計画では、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画を阿蘇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）として位置付けるものとします。



■計画の位置付け

## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 14（3032）年度の 10 年間とします。なお、5 年目となる令和 9（2027）年度を目途に中間見直しを行うこととしますが、社会情勢の変化や新たな法令等の施行などにより見直しの必要性が生じた場合は、これによらず、適宜見直しを行うこととします。

■計画の期間

年 度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032
第 2 次阿蘇市環境基本計画	10 かん年									
					中間見直し					
熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画	必要に応じた中間見直しを実施。									
	短期目標（～2025 年）			中期目標（～2030 年）				長期目標（～2050 年）		
第 2 次阿蘇市総合計画	8 かん年		次期計画（予定）							

## 5 計画の対象

本計画が対象とする環境課題は、以下のとおりとします。

■対象となる範囲

対象とする環境	主な内容
生活環境	水、大気、悪臭、騒音、振動、土壌 等
自然環境	動植物、水辺、森林、緑化、文化、景観 等
資源循環	廃棄物、リサイクル 等
地球環境	地球温暖化、ゼロカーボン、省エネルギー 等
協働による環境保全	環境学習・環境教育、地域・各種団体との連携・協力 等